

## 第3回 教育内容の変更と保護者からの「期待」

星野豊(筑波大学准教授)

学校内における教育活動が学校の主導により 行われ、そこから子どもが能力的にも人格的に も大きな影響を受けることは明らかである。ま た、現在では、一旦入学した後に、他の学校に とうことも周知の事実である。従って、子ども を養育する保護者にとっては、どの学校に子ど もを入学させるべきかの選択が、保護者の行う もを入学させるべきかの選択が、保護者の行う もを入学させるべきかの選択が、保護者の行う もを入学させるべきかの選択が、保護者の行う もを入学させるべきかの選択が、保護者の行う もを入学させるべきかの選択が、保護者の行う もを入学させるべきかの選択が、保護者の行う

入学時に予測されていた学校の教育内容が入学

関係について考えてみる。

数日以内にこれらを提出し、校長、副校長、学

後に変更された場合、学校と保護者ないし生徒 との間において、どのような法律関係が生ずる かが問題となる。本稿では、学校が入学前の説 明会等で標榜していた道徳教育の内容が、校長 明会等で標榜していた道徳教育の内容が、校長 で、保護者が学校選択の自由を侵害されたとし て、保護者が学校選択の自由を侵害されたとし て、保護者が学校選択の自由を侵害されたとし で提訴した事案である、最高裁平成21年12月10 で提訴した事案である、最高裁平成21年12月10 で提訴した事業である、最高裁平成21年12月10 でがての裁量と、保護者ないし生徒の利益との

## 

原告Xらは、被告Yの設置管理するA高校なり、昭和3年にA高校を、昭和62年にB中学校のある。Yは、昭和19年に設立された学校法人である。Yは、昭和19年に設立された学校法人であり、昭和5年にA高校を、昭和62年にB中学校の設置管理するA高校なの。

A高校およびB中学校では、平成16年まで校長であったCの主導の下で、「心の教育」「情操表であったCの主導の下で、「心の教育」「情操表であったCの主導の下で、「心の教育」「情操をなわち、中学1年生全員について年間2回、高校1年生のうち高校から入学した生徒につい高校1年生のうち高校から入学した生徒についた。とは、その講話内容を一言一句漏らさずにノートに記載し、書き漏らした部分を生徒同士で作認した上、講話内容を清書するとともに、ノート1頁分の感想文を書いて、講話実施日からート1頁分の感想文を書いて、講話実施日からート1頁分の感想文を書いて、講話実施日からート1頁分の感想文を書いて、講話実施日からート1頁分の感想文を書いて、講話実施日から

読み、 作法等を含む道徳指導を行うことが、保護者に 宿泊させる等、 されていた。また、このほか、 000字程度の作文を書き、各1冊の本に編集 対する入学前の説明会ないし学校案内等で積極 においても、例えば海外の高級ホテルに生徒を え方に基づき、課外活動、合宿等の行事の実施 の下で、「心の教育が学力を向上させる」との考 て、「13歳の決心」、「16歳の決心」との表題で4 けた感想、これからの決意、 授業がすべて終了した後に、生徒は、授業を受 却するというものであった。そして、これらの ノート1頁分の返事を書いて各生徒に返 相応の費用をかけて生徒に礼儀 将来の夢等につい 同じくCの主導

して、 時の事務局長が理事会の承認を経ないで行った 定年制導入を決定し、C校長の教育方針を支持 は、この問題を激しく追及していた。これに対 問題とされるようになり、 有価証券取引による約15億円の損失が理事会で Y学校法人においては、 Y は、 平成14年頃、C校長を含む校長の 理事であったC校長 平成13年頃以降、 当

的に説明されていた。

め、 請したが、後にC校長自身がYと和解したた 事が判明したとして、C校長を解任した。C校 を実施し、 成16年にY理事会は公認会計士による特別調査 紙撤回を求める署名を理事長に提出するなど する保護者らが、C校長に対する定年措置の白 し、C校長自身も地位保全を求める仮処分を申 を求める嘆願状をYや県に対して提出するなど 長を支持する保護者らは、この解任処分の撤回 から独立させる等の発言を表明した。他方、平 し、C校長自身も、 C校長が復職することはなかった。 その過程でC校長による金銭的不祥 A高校およびB中学校をY

たり、 長が実施していた教育内容を、実質的に変更し 「環境」「平和」等の一般的な道徳講話を聞かせ 任後、C前校長が主導していた道徳授業や合宿 たが、この教育内容の変更により、A高校およ 先も国内の合宿所に変更するなどして、C前校 して出版することを取り止めたり、 行事等について、例えば、 A中学校およびB高校においては、C校長退 講話内容の細かな書き取り、 論語に依拠せずに 合宿の宿泊 作文を本と

びB中学校の進学実績等が目立って低下するこ

ともなかった。

年部長又は担任教師のいずれかがこの感想文を

事進行の方法など、説明会の運営自体を含めて C前校長の説明のみならず、説明会の招集、 ないし保護者との合意が得られたとは到底言え 批判や非難が続出したため、 会を実施したものの、参集した保護者からは、 業等の変更について、保護者を対象とする説明 ない状況であった。 また、 Yは、 C前校長の解任の経緯や上記授 保護者からの了承 議

学校法人に対し、前記道徳教育の再実施および 損害賠償の支払を求めたものである。 本件は、以上の経緯の下で、保護者XらがY

## 2 裁判所の判断

決は、 第一審である、東京地裁平成18年9月26日判 次のように判示して、Xらの請求を全て

らが在学契約の当事者でない以上、成立する余 約上の義務違反を理由としたNらの請求は、X 生徒自身であって保護者ではないため、 棄却した。 1 学校教育に関する在学契約の当事者は、 在学契

地がないというべきである。

2

C校長の主導していた道徳教育が極めて

特色のあるものであったことに照らすと、教育内容の変更によりXらが精神的苦痛を受けたことは容易に推測できるほか、説明会におけるYによる説明が十分でなかったと言うことはできないが、教育の具体的な内容および方法については、学校法人であるYおよびその教師に広範囲にゆだねられているものと解すべきであり、生にゆだねられているものと解すべきであり、生にゆだねられているものと解すべきであり、生にゆだねられているものと解すべきであり、生にゆだねられているものと解すべきであり、生が選択の自由を侵害するものとして違法性を学校選択の自由を侵害するものとして違法性を帯びるものということはできない。

慰謝料請求を一部認容した。年10月31日判決は、次のように判示し、Xらのこれに対して、第二審である東京高裁平成19

が認められる。

とにより、保護者らの不安や反発を招いたこと

公然と批判しその効果を否定する発言をしたこ

校長らが、C前校長の推進してきた教育方針を

めようとする配慮に欠けていたこと、
い後任の

① 在学契約の当事者は、第一審の判示する

の契約違反に基づく請求は成立しない。

校選択の自由を不当に侵害するものであり、教は、Yの説明を信じてYに子どもを入学させるは、Yの説明を信じてYに子どもを入学させる

際にそのことを秘して従来どおりの教育を行う

が被った精神的苦痛に対し、慰謝料の支払を命育内容の変更を含む一連の事態に基づいてXら

ずることが相当である。

全て棄却した。 て高裁判決を破棄し、結論としてXらの請求を以上に対して、最高裁は、次のように判示し

を選択する際にその侵害が問題となり得るもの されたり、これを妨害されたりするなど、学校 ものと考えられる。」「親の学校選択の自由につ 外における教育や学校選択の自由にあらわれる 子の教育の自由を有すると認められ、このよう を持ち、かつ、配慮をすべき立場にある者とし な親の教育の自由は、主として家庭教育等学校 て、子の教育に対する一定の支配権、すなわち 教育内容等の変更を予定しながら、 …が子の入学後に変更されたとしても、 際に考慮した当該学校の教育内容や指導方法… であって、親が子を入学させる学校を選択する いては、その性質上、特定の学校の選択を強要 1 「親は、子の将来に対して最も深い関心 生徒募集の 学校が

旨説明、宣伝したなどの特段の事情がない限り、親の学校選択の自由が侵害されたものということはできない。本件において、上記特段の集の際に説明、宣伝した教育内容等をXらの子集の際に説明、宣伝した教育内容等をXらの子たからといって、Xらの学校選択の自由が侵害されたものとは認められない。」

説明、 が、 は、 については、その性質上、学校設置者や教師に 更」した場合、教育内容に対する保護者の期待 信頼を抱いて子を当該学校に入学させたにもか 育内容等について説明、 れなくなったことが、 裁量が認められるべきものである。「したがっ れるべきものでもなく、また、 かわらず、その後学校がその教育内容等を変 た教育内容等の一部が変更され、これが実施さ 2 学校による生徒募集の際に説明、 個々の保護者の個々の期待が完全に保護さ 法的保護の対象となり得ないものではない 宣伝どおりの教育が施されるとの期待 「親が、学校が生徒募集の際に行った教 親の期待、 宣伝により、子にその 教育内容の変更 信頼を損なう 宣伝され

> 当該変更が、学校設置者や教師に上記のような 当該変更の必要性、 当該教育内容等の位置付け、当該変更の程度、 該学校において生徒が受ける教育全体の中での 待、 教育的効果を強調し、 そこで行われていた論語に依拠した道徳教育の 際、 通念上是認することができないものと認められ 裁量が認められることを考慮してもなお、 構成するとは認められない。」 ないものであるとまではいえず、 本件の事情の下では、「Yが、……生徒募集の る場合に限られるというべきである。」そして、 違法なものとして不法行為を構成するのは、 止したことは、社会通念上是認することができ いたという事情を考慮しても、 本件道徳授業等の内容を具体的に説明し、 信頼を損なう違法なものとして不法行為を 合理性等の事情に照らし、 積極的にこれを宣伝して Yが同教育を廃 .....Xらの期 社会 当

が在学契約上の債務の不履行に当たるものとまものであるところ、前記に認定、判断したところからすれば、本件における教育内容等の変更の生徒との間の在学関係は、在学契約に基づくの生徒との間の在学関係は、在学契約に基づく

(ですることは困難である。したがって、Xらがですることは困難であるとするXらの主張を前を受契約の当事者であるとするXらの主張を前に基づく損害賠

## 3 問題点の検討・・・・・・・

が、 測の範囲内にあるべきことである。また、やや れ、 の教師が、 基本理念が大転換し、同一の学校において同一 極論に近いが、戦争で負けたことにより国家の 育内容に実質的な変更が加えられることは、 え方を強く反映すること自体は、一般論として 頼関係が問題とされた事案である。 実質的に変更したことに関して、保護者との信 してきた学校が、校長の解任により教育方針を 責任者となった場合、C校長が主導していた教 ように、 は十分予測可能なものであり、従って、本件の 本件は、 他の者が校長としてA高校ないしB中学の 現に経営を司る個々の経営者や責任者の考 Yの理事でもあったC校長が解任さ 進学校として独特の教育方針を推進 実質的に従前と逆のことを教え始め 私立学校 予

たことは、国公私立を問わず、日本の学校で過

去に経験されたことでもある。

能なものであることが明らかである。従って、 保護者が入学時において判断の対象とし、 とも説明を行う学校側にとっては、十分予測可 育が実施されることを期待することも、少なく 主な情報源とし、その内容に基本的に即した教 て、入学前および入学時における学校の説明を た、保護者が子どもの進学先を選択するに際し 校は従前どおり存在しているわけである。 してのYないし学校としてのA中学ないしB高 経営者や責任者が交代としたとしても、法人と 員とは別の法人格を有している以上、具体的な があるように思われる。 であるべきかについては、 つ、入学後において実施されることを期待して いた学校の教育内容が、法的にどのような存在 しかしながら、Yが学校法人としてその構成 慎重に検討する必要 か ま

かれ方と理論構成の仕方が微妙に交錯しているえるが、法理論上の観点からすると、結論の分審、第二審、最高裁と転々としているように見審、第二審、最高裁と転々としているように見

ことが特徴である。

は、 Ŕ 断能力の向上をも加味すれば、小学校から大学 れうる。また、子どもの成長に伴う自主性や判 者であるかは、論者によって判断が微妙に分か か、 現に教育を受けている子どもが当事者である 約の当事者が誰かは、やや難しい問題であり、 造がかなり異なっている。法律論上は、在学契 ないとやや変則的な判示をしており、判断の構 当事者であったとしても本件の請求は認められ るが、最高裁は、本件における教育内容の変更 として、内容の当否を問わず訴えを棄却してい 請求は契約の当事者でない者による請求である 者は生徒であって保護者ではないとし、Xらの の先例となる一般論をこの点において立てるこ 前記のような変則的な判断構造を取った理由 までの間で完全に同一の法律構成を行うことに の具体的内容からして、仮にNらが在学契約の いて、第一審および第二審は、在学契約の当事 例えば、 結論が明らかな本件において、将来の事件 無理がある場合があるであろう。最高裁が 学費を実質的に負担している保護者が当事 在学契約の当事者が誰であるかにつ

とを避けたものと考えられる。

それ程大きく異なる判断をしているわけではな 育方針を後任校長が公然と否定するなど、保護 らす、その説明が不十分であったり、 ているのに対し、 なく、従って慰謝料の対象とならないと判示し と変更後とで特に格差を生じさせているもので 道徳教育の具体的な「内容の変更」が、変更前 討すると、第一審と最高裁では、本件における る。そして、各裁判所の判断をさらに細かく検 きかについて、判断が分かれているわけであ 現場における混乱を収める配慮を学校が行うべ のような説明を行い、保護者の抱く不安や学校 な教育内容の変更に際して、保護者に対してど した点については一致している。ただ、具体的 および教師に基本的な裁量があることを前提と 内容の具体的な決定と変更とについては、 いては、実は、第一審、第二審、最高裁とも、 教育内容の変更と私立学校の裁量との関係につ い。すなわち、本件に対して各裁判所は、 いた教育内容を年度途中で変更したにもかかわ 次に、本件での中心的な争点となっている、 第二審は、保護者が期待して 従前の教 学校

慰謝料認容の実質的な理由となっているわけでをある。従って、法律論として、学校の教育内容に変更が生ずること自体は、諸般の事情を考慮して学校の裁量として行うことに問題はなく、その結果としての教育効果の予測や保護者の抱く不安の解消については、学校と保護者との契約関係があるか否かにかかわらず、学校としては配慮すべき事実上の義務があることは、一般は配慮すべき事実上の義務があることは、一般は配慮すべき事実上の義務があることは、一般

者の不安と反発を招いたと判断されたことが、

なお、ここでいう学校の裁量の範囲については、私立学校と国公立学校とで、判断基準が大きく異なることが予測されるが、私立学校の場合には、学校としての判断が基本的に尊重される分、当該学校の基本的な教育理念との整合性では、法令その他の客観的な基準や指針の存在では、法令その他の客観的な基準や指針の存在が事実上前提として必要となるほか、例えば生観点から教育内容の妥当性が判断されることとなる。

本件の場合、Xらの請求が認められにくかっ

内容が論語それ自体の解釈を行うものでなく、内容が論語に基づく道徳教育」という具体的な手法が議論の中心となったことが挙げられいな手法が議論の中心となったことが挙げられいな手法が議論の中心となったことが挙げられいな手法が議論の中心となったことが挙げられいな手法が議論の中心となったことが挙げられる「論語に基づく道徳教育」についても、そのる「論語に基づく道徳教育」についても、そのる「論語に基づく道徳教育」についても、その内容が論語それ自体の解釈を行うものでなく、

等、ごく例外的な局面に限られるものと考えざいと理解された結果、「論語に基づく」ことの意いとなったことは想像に難くない。実際、学校のとなったことは想像に難くない。実際、学校のとなったことは想像に難くない。実際、学校のよい、種々の事情が総合された結果としてやや抽は、種々の事情が総合された結果としてやや抽まととするものであり、具体的な個々の教育事法と教育効果との間に直接の因果関係が存在事ることは、宗教的価値観に直接関わるものすることは、宗教的価値観に直接関わるものまることは、宗教的価値観に直接関係が存在事法と教育効果との間に直接の因果関係が存在事法と教育効果との間に直接の因果関係が存在事法と教育効果との間に直接の因果関係が存在

さらに、C校長が金銭的不祥事を理由に解任

るを得ないからである。

られた」ことにより、保護者として「精神的苦 された後、 評価において、 点については、 痛」を受けた、と主張した場合には、 C校長の解任理由を前提として、 を難しくさせた可能性が否定できないように思 し、復職をしなかったことも、 と考えることができよう。 格的評価が重要な考慮要素となることの典型例 て慰謝料が認められていたかもしれない。 た「道徳教育」を信じ、 われる。やや逆説的ではあるが、仮に、Xらが、 「道徳教育」の意義を、Xらが強く主張すること 地位保全を求めた裁判でYと和解 結局、 教育に具体的に携わる教師の人 学校教育に対する信頼や 期待したことが「裏切 本件における 同人の主導し 結果とし この

要するに、学校においては、「何を教わったところであると思われる。